

恵下埋立地建設運営協議会要綱

(目的)

第1条 恵下埋立地における建設合意書及び覚書の適正な運用を図るため、恵下埋立地建設運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は15名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、覚書1-3(3)の規定に基づき水内地区町内会連合会が選任した者とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、原則、年1回以上開催する。

3 会長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長が必要と認めた場合、委員の他に学識経験者等を協議会に招き、意見・説明を受けることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境局環境施設部埋立地管理担当において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。